

生産性向上のための指針

1. 総則

医療法人社団平成会の各施設（以下「当施設」という。）は、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、必要な対応を講ずるための体制を整備するとともに、生産性向上のための指針を定め、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図ることとする。

2. 生産性向上委員会の設置（別添の対象施設のみ）

（1）目的

生産性向上委員会は、定期開催（3ヶ月に1回）のほか必要に応じて開催し、当施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るために、「入所者の安全及びケアの質の確保」、「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」、「介護機器の適正使用」、「職員に対する研修」等について検討を行う。

（2）生産性向上委員会の構成

- ア 施設長、管理者（プロジェクトオーナー）
- イ 生活相談員（または、介護支援専門員）
- ウ 介護職員
- エ 看護職員または機能訓練指導員
- オ 事務員等

※イ～オのメンバーからプロジェクトリーダーを1名選出する。

（3）生産性向上委員会の業務

※ 7つの視点から課題を抽出し業務改善の取り組みを行う。

- ア 職場環境の整備
- イ 業務の明確化と役割分担
- ウ 手順書の作成
- エ 記録・報告様式の工夫
- オ 情報共有の工夫
- カ OJTの仕組み作り
- キ 理念・行動指針の徹底

3. 職員研修

生産性向上に資する知識の習得、理念・行動指針の徹底、情報の伝達などを目的として必要に応じて研修会を実施し、職員の資質向上及び教育に努める。また、外部の研修会にも参加し、情報の収集とともに知識・技術の習得に努める。

4. 記録の保管

生産性向上委員会の審議内容や活動記録等、当施設における生産性向上に資する取組に関する諸記録は5年間保管する。

5. 入所者等に対する当該指針の閲覧について

当施設内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し、入所者及びご家族等がいつでも閲覧できるようにする。

附 則

本指針は、令和7年7月1日から施行します。

別添

■ 生産性向上委員会の設置必須の事業形態

- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 介護老人保健施設

※ いずれも介護予防も含む